

令和 5 年度（2023 年度） 第 1 回
吹田市立高齢者いきいの家指定管理者候補者選定委員会 （議事録）

1 開催日時・場所

日時 令和 6 年（2024 年）1 月 25 日（木）午後 2 時から午後 3 時 30 分まで
場所 吹田市立高齢者いきいの家

2 出席委員

- (1) 吉岡 洋子 関西大学 教授
(学識経験者)
- (2) 奥谷 義信 社会福祉法人吹田市社会福祉協議会 副会長
(市内の福祉を目的とする公共的団体の代表者)
- (3) 西川 緑一 吹田市民生・児童委員協議会 岸部地区委員長
(市内の福祉を目的とする公共的団体の代表者)
- (4) 井上 寧 近畿税理士会吹田支部 幹事
(公認会計士、税理士その他会計に関し専門的知識
又は経験を有する者)
- (5) 八瀬 恵 大阪府社会保険労務士会 労務監査推進特別部会員
(社会保険労務士、その他労務管理に関し専門的知識
又は経験を有する者)

3 欠席委員

なし

4 会議次第

- (1) あいさつ
- (2) 委員長及び副委員長の選任
- (3) 諮問
- (4) 第三者モニタリング・評価について
- (5) ヒアリング
- (6) その他

5 添付資料

【資料 1】指定管理者制度導入施設の第三者モニタリング・評価シート

【資料 2】指定管理者制度導入施設の第三者モニタリング・評価により把握された内容
及び対応策（令和 5 年度）

【資料 3】指定管理者制度導入施設の第三者モニタリング・評価により把握された内容及び対応策（令和3年度）

【参考資料 1】条例、協定書、指定管理者募集要項等

【参考資料 2】就業規則、勤務表等

【参考資料 3】事業報告書、決算書等

【参考資料 4】指定管理者指定申請書

【参考資料 5】指定管理者制度導入施設の第三者モニタリング・評価シート（市実施）

【参考資料 6】指定管理者制度導入施設の管理運営状況総合評価シート

6 議事の経過

只今より、第1回吹田市立高齢者いきいの家指定管理者候補者選定委員会を開催いたします。

本日選定委員の皆様方におかれましては、御多忙の中、本選定委員をお引き受けいただき、また、御出席いただき誠にありがとうございます。

会議に先立ちまして、お手元に委嘱状をお配りしていますので御確認ください。委嘱期間は、本日から諮問に対する答申をいただくまでとなっており、諮問内容としましては、指定管理者による吹田市立高齢者いきいの家の管理運営業務について、第三者の立場で、モニタリング・評価をしていただくものです。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、会議の開催にあたり、高齢福祉室長より、一言御挨拶を申し上げます。

【室長挨拶】

続きまして、本日御出席いただいております、委員の皆様を御紹介させていただきます。

【各委員挨拶】

次に、事務局職員及び指定管理者を御紹介させていただきます。

【事務局挨拶】

【指定管理者挨拶】

本日は選定委員の総数5名の内、出席委員5名で全員出席いただいておりますので、吹田市立高齢者いきいの家条例施行規則第20条第2項の規定により、本選定委員会が成立していることを御報告いたします。また、本選定委員会は、吹田市情報公開条例第28条第3号に基づき、非公開といたします。

なお、評価結果がまとまり次第、本会の内容の内、委員名簿、議事録並びに第三者モニタリング・評価により把握された内容及び対策等を、本市ホームページ等で公表させていただきます。議事録につきましては、匿名とさせていただきますので、御了承願います。

本日は1回目の会議のため、まずは本選定委員会の委員の中から、委員長、副委員長の選任をさせていただき、その後の進行については、委員長にお願いさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

各委員

異議なし

事務局

ありがとうございます。

それでは選任に関しまして、条例施行規則に基づき、委員の互選により、委員長と副委員長の選出をお願いいたします。

委員

委員長に A 委員、副委員長に B 委員をお願いしてはどうかと思います。

事務局

ただいま、委員長に A 委員、副委員長に B 委員とのご意見がございましたが、委員の皆様いかがでしょうか。

(異議なしの声)

事務局

ありがとうございます。それでは、拍手で御確認を賜りますようお願い申し上げます。

(拍手)

ありがとうございました。それでは恐縮ではございますが、A 委員には委員長を、B 委員には副委員長をお引き受けくださいますようお願い申し上げます。

今回御審議いただく事項は、諮問書のとおりでございます。内容につきましては、諮問書の写しを机上にお配りしておりますので、御確認いただきますようお願いいたします。それでは、ここからの進行につきましては委員長をお願いいたします。

委員長

それでは、進行を代わらせていただきます。

事務局からの御説明にもありましたとおり、本選定委員会では、指定管理者による吹田市立高齢者いきいの家の管理運営業務の評価について、審議を行います。審議の進め方ですが、事務局から事前に資料をお配りいただいておりますので、まずは事務局より配付資料の説明をいただき、併せて、審議の進め方についても御提案いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

委員長

それでは、事務局よりお願いいたします。

事務局

【審議の進め方について説明】

委員長

説明が終わりました。御意見や御質問があればお願いいたします。

(なし)

それでは、審議の進め方については、ただいま事務局から御提案いただいた内容を基に進めるということでよろしいでしょうか。

各委員

異議なし

委員長

異議なしとのことです。本案を承認いたします。

それでは、次第に沿いまして、事務局から、吹田市立高齢者いきいの家における、指定管理者及び市のモニタリング・評価の説明をお願いいたします。

各委員におかれましては、評価の説明を受けながら、併せてお手元の【資料1】評価シートへの記入をお願いします。

事務局

それでは、評価の説明をさせていただきます。

【指定管理者及び市のモニタリング・評価の説明】

質問等がございましたらよろしくをお願いいたします。

委員

人員体制のところではどのように最低賃金を確認されていますか。

労働条件通知書では古い基準のもので、聞き取りか何かされたのでしょうか。

事務局

こちらの施設へ赴き、保管されている給与明細等で最新の最低賃金になっているか確認させていただきました。

委員

最低賃金を上回る金額をお支払いされているということですね。ありがとうございました。

委員

こちらの施設だけではないですが、社会福祉施設で気になることは施設の方が辞めていられる。それは何かというと賃金なんですね。特に高齢者の方については、ここに行けばいつもあの人に会える、話ができるという人間関係が非常に大事だと思っています。そのためには雇用がいかに定着するか、そのためにはそれなりの処遇が必要と思っています。最低賃金をクリアしているからよいというわけではない。今の社会状況を含めた時に、仕事にふさわしい給与を出しているのかと。受託されてから何年目ですか。

指定管理者

今年で4年目です。その前は市の直営でした。

委員

その4年目で職員の方で辞められた方はいらっしゃいますか。

指定管理者

館長になって1年半ですが、その前の方が74歳の方でお辞めになりました。

委員

処遇面での不満でお辞めになられたのか、他の事情でお辞めになられたのでしょうか。

指定管理者

今回は、御年齢の部分があったと思います。

指定管理者

現在の大阪府の最低賃金は1,064円で、今時給で働いている者の給与は1,200円で最低賃金を大きく上回る処遇にしております。館長を中心としたそれぞれの職員が管理費の削減などを創意工夫しながらやっていく中で、削減できたところを処遇の方に転嫁したというところです。限られた指定管理料の中で創意工夫し賃金に転嫁することで、より安定的に雇用され、利用者に向き合えるような処遇を作っている状況です。

委員

高齢者いきいの家は吹田市内でここだけなので、特色を活かした事業展開をされること

は非常に大事だと思います。いずれにせよ、職員が定着しなければ難しいところがあると思います。

あと、主催事業での講座回数が少ないというのはどういう判断をするのですか。

指定管理者

館長になって1年半で、初めに引継ぎの際に聞いた話で主催事業と自主事業の定義を間違っており、主催事業は市から引き継いだ事業と思っていたようで、介護予防体操と絵紙講座を主催講座としていました。それ以外は全部自主事業という形で、自分たちで新しく企画したものをすべて自主事業としていましたので主催事業は少なかったのですが、市から指摘を受けまして主催事業にしていいたということがわかり、継続して毎年やりたいものを主催事業としてやっています。

委員

それでは、主催事業が少ないということではなく今までの解釈が違っていたということですね。

指定管理者

解釈が違っていて、受け継いだものしか主催事業に入れていませんでした。

委員

それでは吹田市のコメントで主催事業が少ないというのは意味が違うのでは。実際にはやっておられるので。

指定管理者

主催事業と自主事業の違いとして指定管理で定義されている項目としましては、主催事業は参加費をとらない、自主事業は参加費をとっていいということですが、自主事業でも講師料がペイできる程度の金額で設定しており儲けが出るような設定にはしていません。そういう意味では両方とも主催事業のようなものかという話を職員としています。オリジナルのもので次の年に利用者の興味がなくて辞めるかもしれない、新たにするようなものは自主事業に回しています。

委員

吹田市のコメントではこれだけ見ているとマイナスの評価にみえますね。

事務局

指摘した時点では、そうだったので認識がそこで一致でき、これからは改善できるということです。

委員

今後はこういう指摘はなくなるということですね。

事務局

そういうことです。

委員

人員体制のところで、非常勤職員が1名欠員となっていました。今の状況はどうなっていますか。

指定管理者

今は非常勤職員3名でやっています。

委員

全部埋まったということですね。

指定管理者

そうです。

委員長

先ほどの主催事業と自主事業のことですが、認識が間違っていたのはわかりましたが、普段の市とのやり取りはどのようになっていますか。途中で相談ができればこのような評価になっていなかったのではないかと思います。

事務局

連絡は密に取らせていただいておりますが、実施される前に事業計画書を提出していただいていますので、その時点で御指摘すべき事項であったという反省があります。

委員長

主催事業と自主事業の区別は、今は問題ないということですね。

指定管理者

はい。

委員長

それでは、次に評価項目1 管理運営体制につきまして、専門家の委員から評価した内容

の講評をいただきます。委員お願いいたします。

委員

「1 管理運営体制」の講評

評価基準：当施設の人員体制に関して、雇用契約、労働時間等が労働関係法令を遵守したものであるか。

【就業規則、雇用契約書、賃金規定ほか各規則・規定等を基に講評。】

- ② 概ね現在の労働法規等に準拠した内容で問題はない。
- ② 労働条件通知書の始業、終業の時刻、休憩時間、所定労働時間外労働の有無に関する事項において常勤職員の所定時間外労働は「有」、非常勤職員の方は「無」となっているが、実態として非常勤職員も時間外労働が発生しているのであれば「有」と記載されたい。
- ③ 育児休業、介護休業等に関する規則とは別に就業規則にも育児介護休業に関する項目がある。同じ法人内であれば統一されるのか、事業所ごとに異なる必要があるのかというところは今後精査されたい。
- ④ 最低賃金について現在は 1,100 円プラス経験給 100 円の 1,200 円に変わっていることを確認。
- ⑤ 給与明細と勤務表は同じ職員を合わせて提出するようにされたい。

委員長

委員講評ありがとうございました。それでは、次に評価項目 4 サービス提供の継続性及び安定性につきまして、専門家の委員から評価した内容の講評をいただきます。

委員お願いいたします。

委員

「4 サービス提供の継続性及び安定性」の講評

評価基準：サービス提供の継続性及び安定性に関して、

- ・施設の管理運営に係る経営状況が健全であり、継続的かつ安定的なサービス提供が可能であるか。
- ・団体本体の財務状況も健全であり、引き続き、安定的かつ継続的な管理運営を行うことが可能であるか。

【活動計算書、損益計算書、貸借対照表等を基に講評】

- ① 当該施設及び団体本体の経営状況は問題がない。
- ② 大阪府の社会福祉法人の財務的指標における自己資本比率、流動比率、固定長期適合比率を確認したが、問題はない。

委員長

委員講評ありがとうございました。それでは、次にヒアリングを通して【資料1】評価シートを完成していただきます。御質問があればお願いいたします。

委員長

ワーカーズコープさんは民間といっても社会福祉法人とも違った組織の理念があると思いますが、それが活かされているところはありますか。

指定管理者

みんなでお金を出し合って、みんなで運営を決めて、ともに働くという中でサービスを向上させていき、利用者さんともフラットな関係性でやっていこうという理念の基でやっている団体です。職員同士でどうしたら利用者さんが喜んでくれるような取組ができるかをしっかり話合ってみんなで決めてやっています。利用者さんともコミュニケーションを取りながら色々な企画を決めているところは、ワーカーズコープらしさが出ているところだと思っています。

指定管理者

大事にしているところは、職員も楽しく仕事をして欲しいと思っています。職員に大事にしていることは何かと聞いた時に、利用者さんがやりたいことをできるだけサポートしたい、一緒に楽しみたいという方もいました。自分がこういうことをやりたいと言ってもらうことで利用者さんが同じようなグループになったらいいなと考えていたりという形で、それぞれがどんなことを大事にしているかを聞き、それを基に仕事を進めてくということをしています。利用者さんが何をしたいかを聞き、できるだけサポートできるように事業を作っていくことを考えています。利用者さんの声をできるだけノートにまとめておいてみんなでその内容を共有し、この人とこの人をつなげようと講座を作ったりと情報共有をしっかりとしています。それぞれの職員が大事にしたいことと利用者の皆さんがやりたいことを結べるような仕事づくりをしています。

委員長

職員さんも大事にされることで、安定して利用者の皆さんも安心して話したりできると思うのでとても大事なことだと思いました。声を共有していくことも素朴だけれどもできていなかったりするので、すごくいいと思いました。フラットな関係を意識することも良いと思いました。サークル活動につなげていこうとするところも、お客様が来ておしまいではなく繋いでいこう、サークルになったらいいなというのが、直営ではやりにくかった部分ではあると思うのでよいと思います。

委員

直営でやっていた時と今では何が変わったのですか。行政としてどう受け止めていますか。利用者の要望にすぐに対応しているというのは、行政のままでなかなかそこまでしていないのではと思います。苦情等を報告書に綿密に記録しているというのは大事なことです。何がどの時にどういう問題があったのか、そういう意味で評価に繋がるのだけれども全体的にみて指定管理として委託することが良かったのかと。

事務局

当然良かったと思っていますので指定管理者制度を導入しているわけです。先ほどから法人さんからも御意見ありますように民間のノウハウを利用して、より効率的に、効果的に運営をしていただいていると実感しています。実際利用者の方も増えておりますし、その分は数字にも表れているのかなと感じています。

委員

児童部の方で、指定管理でされたところが途中でリタイヤされてというケースがあります。利用者の声を大事にされている、色々な声を速やかに皆で共有する、この姿勢は絶対的だと思います。それを今後とも継続していただければ、市としても安心してお任せができるという風に思います。受け手側の姿勢だと思いますが、今の実態を含めて指定管理になって良かったと私は思います。

委員

今日ここに来るまでに、こちらで絵手紙を習っている方や映画を楽しみにしている方で岸部南の方と北の方にお話を聞きました。岸部南の自治会の掲示板に広報誌「いこいのひろば」が貼ってあり、よくピーアールされていると思いました。いこいの家というのがどんな施設なのか、どんなことをやっているのか、そういったことを広く知っていただくことが大切なことなのかなと思うのですが、ピーアールの仕方がなかなか難しいと思います。パンフレット等を見せていただき、自治会や近隣施設に配付されていると伺い、その成果が出ているのかと思ったんですが、まだまだ知られてない方が多いのかなと思います。各地区に高齢クラブがあるがあるんです。また各地区に高齢者いこいの間があり高齢者が集まって色々なことをされています。高齢クラブや高齢者いこいの間にこういったパンフレットを置いておけば、綺麗だから手に取ってみようかなという感じがしますし、中を見たら面白そうなので何部か置いておけば見ていただけるかなと思いました。そういったことも周知方法としてあるのかなと思いますがいかがでしょうか。

指定管理者

ありがとうございます。

委員

団体の方が適切に、確実に管理されているという目線で評価させていただくというのが守備範囲なので、指定管理制度がどうのという超えたところはいづらいますが、一言申し上げますと、私はこちらの施設は初めて評価委員になって存じ上げました。どういうところかなというのがあったのですが、いわゆる元気なお年寄りを対象にされている。岸部にあるけれども吹田市民で概ね 60 歳以上だったら来ても良い。ここまで来るのであれば、元気でないと来れない。訪問看護や介護や介護タクシーなどの事業をされている方は、元気なお年寄りというよりも介護保険を適用されて人の手を借りないとなかなか生活しづらい方がいるというところで、色んな高齢者、元気なお年寄り、そうでないお年寄りがいます。元気なお年寄りの手助けをされているという施設なんだということが理解出来ました。個人的な感想ですが、元気なお年寄りで何が一番困るのかなと思うと、孤立しているとか孤独、人との付き合いがなくなっているというので、そういう部分ではこういう手段として

人とコミュニケーションを取るというのが一番孤立しないのかなと。吹田は都会ですが、そういった機会を提供いただいているんだと。是非とも吹田の市民の方に知っていただいそういったものをなくしていける一つの施設かなと思っています。大変だと思いますが頑張ってくださいと思います。

指定管理者

ありがとうございます。

委員長

今日、施設を見学させていただいて立派な調理室で月 1 回、会をされているので良いなという思いと、ちょっともったいないなという思いがありました。実際伺うと設備が古いというのでお金はどうするのかということになるのですが、元気な高齢者がという位置づけからすると、何か一緒に作ったりとか、お茶を入れたりとかができると来やすいのかなというイメージがあります。運営上、調理室はそのままにしておくしかないとか何か展望はありますか。

指定管理者

ガスの装置が大量調理向けで馬力が強力なものなので、気軽にお湯を沸かすことができないもので、職員が中に入ってガスを見ないと危ないかなというのが正直あります。より活用するためには、食事会の回数を増やすとか、利用者さんからは畑をやっているのそこで保存食ですとかお惣菜を作りたいといった声も上がっていますので、何かそういう形で、一人暮らしの方は作るのが面倒くさくなってしまって、御飯とお味噌汁とちょっとだけという形に、もしここで何かが作れたら 1 品増えるからいいなというような話は伺

っていますので、徐々にできることをやっていけたらと思っています。

委員長

孤立や介護の予防という意味では、来たいなというのがあるとよりみんな行きたくなると思ったので、事業者さんへの要望というよりも元気な方に何かやりやすいことをとしては介護予防の一環みたいな気もしますので行政の方で助成金や何かできるかわかりませんが、一般市民目線でいくと元気な高齢者のためだけの施設をどう使うのかは、今必要なのかという人もいるでしょうし、元気だったらスポーツクラブとか好きなところに行けばいいという人もいると思うので、そうじゃない域があるよと、こういった施設は後から作れないと思うので行政もすぐにお金は出せないかもしれませんが、上手く使える方法とかがあればいいなと思いました。

指定管理者

やりたい方や気になっている方は結構いらっしゃるのですが、設備が古いので安全面を考えてしまうとなかなかお任せができないということと、もし使える設備になったらそこで作って仕事にしたい、高齢者が仕事にできるような場所にもなるかなと素敵な場所なので妄想は色々しています。

委員長

汚いというわけではなく設備が古いだけなんだと拝見しました。

委員

調理室はその時の社会的背景があり、もったいないというのがありますが、行政が指定管理をするときにあの調理室は別ですよとか、又は、調理室にお金をかけて拡充する発想はなかったのですか。

事務局

調理室含めて全体で管理運営をお任せするという考えはありましたが、調理器具は安全に使えないという状況ですね。そこを市の方で投資して使えるようにして、それを使って下さいというところまでは考えていないです。

委員

地域の声が出てきたら行政も動かざるを得ないということですか。

事務局

地域と言いますか、全市的な施設ですので要望があればということですが、実際、調理をするプロの方が使うような器具だと思うので、委員長がおっしゃられたように一緒に

調理するというのであれば何台か簡易的なガスコンロを使ってすることは可能かと思えますので、今後あの調理器具を修繕することは考えていません。

委員

高齢者いこいの家ができて4～5年くらい経ってから、調理室を広げて配食サービスをやっていた時期がありました。1日20～30食くらいを地域の人がボランティアでする活動があったというのが歴史であります。ただもったいないので何とか活用できたら、市内全域とまではいかないと思いますが、岸部中心としたところでしたらもっと利用の度合いが多くなる、すると高齢者いこいの家の存在価値がもっと高まると思います。ただ、今の段階でお金をかけてというのを考えていないということもわかります。

指定管理者

ありがとうございます。

委員

指定管理者の評価委員としてメイシアターや勤労者会館、山田ギャラリーなど色々な施設をみせていただいています。思うのは、お金をかけると色んなサービスができるのですが、投資が必要かどうか、費用対効果で見た場合にそのまま置いておくのが費用対効果としては一番良い。何千万円かけてそれをする意味がどうかというのがあって、私なりにはそのままにしておくのが費用対効果としてはいいよというルールも行政サービスにとって必要だと思います。もったいないというのもすごくわかるのですが、では、どうするのかということなんですが、お金をかけずに、できる範囲の中で試行錯誤する、新しいサービスを考えることが行政にも民間にも必要だと思います。

委員

能登地震の時に、実際にガスや水道が止まれば何もできない。災害時の時に調理室をどう使うか、災害対策の部分でどういう考え方をもつのかなと。そういうことも今後考えていかなければならないと思います。

指定管理者

太陽熱クッキングなど、それぞれの家庭でできる災害対策の講座をここでやっておりまして、ガスがいくらよくても災害で使えないかもしれない、その時に誰かが太陽熱に使う紙を持っていたらそれで調理ができるということを知ってもらうことが大事と思っています。

指定管理者

以前、ハザードマップを見ていましたらこちらの施設は浸水しそうなところにあるけれ

ども防災拠点にはなりうるかもという話をしていました。災害が発生した時に指定管理者としてこの施設をどうやっていくかは、まだしっかりと決まったわけではないですが、考えているところではあります。

指定管理者

ここは避難場所ではないんですが、開館中にもし災害が起こった場合ガスも水も止まった時にどうすればいいか考えておかないといけないと思っています。

委員

青少年の運動広場、大きなグラウンドが近くにありますが、あそこは避難場所として使えるわけですが、今は避難所として指定しているのは学校です。ただ災害が起こったときはこの地域で使い方はあると思います。それは市の危機管理室で考えることです。

委員

前回の指摘事項で、アンケートの取り方について講座を受けられた方や利用された方に対してアンケートを実施し、それに対してどういう風に展開していくかを考えて行動されているということですが、これまで利用したことのない方にも来ていただくということになるのであれば、そういった方の声を聞くにはどのようにされようと検討されていますか。実際には広報活動がそれにあたるとは思いますが、ポスティングしたりとかそういったことだけになり、声を聞くところまでいけないのではないのでしょうか。

指定管理者

利用者の8割が女性で、男性が2割に満たないくらいです。男性をいかに呼び込むかを考えていまして、そのために女性の利用者に話を聞くと主人はなかなか出かけない、ここに来ることに対して遊びに行っていると言われる。他には、いこいの家という名前なので僕はまだ元気だからここに行く必要はないという声を伺ったので、暮らしのエコ講座や教養的なものを入れることで新しい人を呼び込む工夫をしています。

委員

未利用者の声を間接的に聞いているということですね。ネーミングも大事ですね。
ありがとうございました。

委員長

広報をどうするかということですが、高齢者向け以外にももう少し全体にも地域住民や色んな世代の方にも伝えて、御夫婦だけでなく子供世代にも広めて、おじいちゃんこんなところがあるよと、地域のお祭りなどに関わったりということはあるのでしょうか。

指定管理者

この地域には、ここと青少年の運動広場と交流活動館の3館あるのですが、3館行うイベントのときにチラシをお願いすることはあるのですが、ここは高齢者しか入れませんのでなかなかそこから繋ぐのは難しいのかなと、映画に孫と来たかったなどといった声はあるのですが。

指定管理者

ここの設置目的は、高齢者という施設であるのですが、厚生労働省の方でも地域共生社会という中でお年寄りから子供まで交流していこうという話がある中で以前九州で児童センターの指定管理を担当していましたが、そこでは学習支援ボランティアとして高齢者に入ってもらって勉強教室をやってほしいですとか児童センターだけと高齢者と交流する場として活用してほしいと言われ、子供から青年、高齢者へと広がっていった動きがありました。今後市とも協議しないといけないですが、そうやっていくようになればより知名度も広がっていくのではないかと思います。

委員長

そういったことを着実にされていると、国のいう地域共生社会や社会的孤立の予防にそうなるべく、そうなるべきなんだろうと思います。

委員長

ありがとうございます。それでは、ヒアリングが終了いたしました。

それでは最後に、事務局より今後のスケジュール等についての説明をお願いいたします。

事務局

【今後のスケジュール等について説明】

【資料1】評価シートにつきまして、記入が完了されました委員様は、委員会終了後に事務局まで御提出ください。また、持ち帰られて記入される場合は、来週1月30日（火）必着を目途に、郵送で御提出ください。

最後に、次回第2回目の委員会は、2月8日（木）午前9時30分から10時30分まで、メイシアターレセプションホールで行う予定です。本日の資料は第2回目でも使用いたしますので、お手数をお掛けしますが、お持ちいただきますようお願いいたします。以上申し上げました内容は、後日書面にて、第2回目の開催通知でお知らせいたします。

委員長

ありがとうございました。

それではこれで、第1回吹田市立高齢者いきいの家指定管理者候補者選定委員会を閉会いたします。本日はお疲れさまでした。